

令和6年度新たに住民税非課税 または均等割のみ課税となった世帯の方 へ給付金（10万円/1世帯）のご案内

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付金（**1世帯あたり10万円**）は、令和6年度に新たに個人住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯を支援する給付金です。また、対象となる世帯のうち、子育て世帯に児童1人あたり5万円の加算金が支給されます。

※ 本事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用した事業です。

給付金の支給額

- (1) 1世帯あたり**10万円**
- (2) こども加算
児童1人あたり**5万円**

給付金の支給時期

8月下旬から順次

支給要件（対象となる世帯の要件等）

対象

令和6年6月3日に広尾町に住民登録があり、次のいずれかの要件を満たす世帯

- 1** 新たに世帯全員の令和6年度の住民税が非課税となった世帯
- 2** 新たに世帯全員の令和6年度の住民税均等割のみ課税されている世帯
- 3** 上記1または2の世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童を扶養している世帯（こども加算）

対象外

- 1** 住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯
- 2** 令和5年度物価高騰緊急支援給付金（7万円）または令和5年度住民税均等割課税世帯給付金（10万円）の給付対象となった世帯
- 3** 他自治体から同様の給付金を受給された方

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

申請方法（給付金の受給手続き）

対象世帯には給付金支給要件確認書または申請書が送付されます。

- 給付金支給要件確認書または申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。

申請期限は**令和6年9月30日（月）**です。（消印有効）

※世帯状況によっては、上記書類が送付されない場合があります。お手数ですが、ホームページからダウンロードして、申請をお願いします。

■ 確認事項

- 1 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 2 世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないか
- 3 物価高騰緊急支援給付金（7万円）、住民税均等割課税世帯給付金（10万円）の支給対象世帯ではないこと

低所得者支援給付金及び定額減税調整給付金を騙った

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



町や内閣府などを騙る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

広尾町保健福祉課福祉係



01558-2-0172

受付時間 8:30～17:15（土日祝、12/29～1/3を除く）

※詳しくは、広尾町ウェブサイトをご覧ください

広尾町 給付金

検索



HIROO
サンタランド

HIROO SANTALAND SINCE 1984